

最終更新日: 2016年2月29日

株式会社ボルテージ

代表取締役社長 横田 晃洋

問合せ先: 経営サポート部 03-5475-8193

証券コード: 3639

<http://www.voltage.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営の透明性とコンプライアンスを徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置づけた上で機構改革を継続的に実施しております。

さらに、当社は企業倫理の徹底を経営方針に掲げており、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を通じて、全社的な活動を展開しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4. 議決権の電子行使を可能とするための環境作り及び招集通知の英訳】

当社では、いわゆる電子投票制度(電磁的方法による議決権行使)は採用しておりません。電子投票制度の採否については、近時の議決権行使率の状況、コスト面の検証等を含めて、今後、検討してまいります。

また、当社の外国人株主(法人株主を含む)構成比率が1%に満たないことを踏まえ、招集通知の英文開示および英語での情報開示は行っておりません。今後も、海外投資家の比率を勘案し検討してまいります。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

当社では、配当政策については有価証券報告書等で開示しておりますが、資本政策全般に関する基本方針については、今後検討してまいります。

【補充原則3-2-1. 外部会計監査人の評価基準の策定及び独立性と専門性の確認】

(1) 当社では、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の評価を行っておりますが、明文化した評価基準は策定しておりません。今後、監査役会において基準の策定を検討してまいります。

(2) 外部会計監査人が独立性と専門性を有しているかは、意見交換や監査実施状況等を通じて適宜把握しております。

【補充原則4-1-2. 中期経営計画へのコミットメント】

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、中期的な経営戦略及び経営計画を策定しております。しかしながら、当社を取り巻く事業環境が大きく変化している現状では、各期における計画値と最終値の大幅な乖離が生じることも多いため、中期経営計画は開示しておりません。

当社では、変化の激しい経営環境の見通しを踏まえ、中期的な経営戦略及び経営計画を定期的に見直し、単年度の計画や事業方針に反映し、有価証券報告書、決算短信及び決算説明会資料等において開示しております。

【補充原則4-4-1. 監査役会の構成・社外取締役との連携】

【原則4-6. 経営の監督と執行】

【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4-8-1. 独立社外者のみを構成員とする会合】

【補充原則4-8-2. 筆頭独立社外取締役の決定】

当社は、現時点で独立社外取締役を選任しておりませんが、当社は、経営環境の変化が激しいモバイルコンテンツ市場にあって、当社事業の特性をふまえた迅速な経営判断を取締役会で行うことを重視しております。

現時点では、法令上の独立社外取締役の要件を満たし、企業経営への理解に加えて、当社事業に関する深い知識と経験を有した適任者の方の選定に至っておりません。但し、今後、当社の経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいります。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10-1. 任意の諮問委員会の設置】

当社は、監査役会設置会社を採用しております。現在独立社外取締役は設置しておらず、1名の独立常勤社外監査役と3名の非常勤社外監査役を活用して適切な統治機能の確保を図っております。

独立社外取締役を選任し過半数に満たない場合、統治機能の更なる充実化を検討する際は、任意のしくみの活用についても検討いたします。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会の実効性分析・評価につきましては、具体的な枠組みや評価手法を含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、その保有に関する方針を策定のうえ開示いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、「取締役会規程」において取締役会の決議事項として定めているほか、その取引について重要な事実を、取締役会へ報告する旨を定めております。

また、毎年決算期末の時点で、すべての役員について、当社と役員またはその近親者等との間の取引の有無を確認し、各役員から「関連当事者取引に関する確約書」の提出を受けております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

- (1) 当社は、「アート」&「ビジネス」という企業理念を掲げ、事業活動を展開しております。
また、中期的な経営戦略及び経営計画については取締役会にて決議しており、それを単年度の計画や事業方針に反映し、有価証券報告書、決算短信及び決算説明会資料等において開示しております。
- (2) 本報告書「1. 1 基本的な考え方」をご参照ください。
- (3) 取締役の報酬額については、平成21年12月3日開催の臨時株主総会決議による報酬総額の限度内で、代表取締役2名に一任して決定しているため、相互牽制機能は担保されております。また、監査役の報酬額については、平成20年9月18日開催の第9期定時株主総会決議による報酬総額の限度内で、監査役会の協議により決定しております。
- (4) 当社では、取締役の選任については、取締役として株主からの経営の委任に応え、当事業に関する豊富な知識と高い見識を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を候補者として選定しております。
- また、監査役の選任については、経営全般に関する有効な助言を期待し、経営に関する豊富な実績・知識を有し、監査役の職務と責任を全うできる人材を候補者として選定しております。
- なお、取締役・監査役候補者の決定は取締役会にて行っております。
- (5) 当社取締役及び監査役候補の指名については、上記(4)により決定し、その経歴を有価証券報告書等において開示しております。

【補充原則4-1-1. 取締役会自身として判断・決定する事項及び経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、法令及び定款に定める範囲のほか、取締役会において決議すべき事項を取締役会規程にて定めております。
上記以外の業務執行の決定につきましては、職務権限規程にて定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて選定を行っております。
今後独立社外取締役の設置を検討する必要性が生じた場合には、独立社外監査役と同様に、東京証券取引所が定める独立性の判断基準に基づいて選定を行ってまいります。

【補充原則4-11-1. 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模】

当社の取締役会は、当社事業に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役で構成されております。その知識・経験・能力のバランス、取締役会の多様性及び規模が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、最適になるよう努めております。

【補充原則4-11-2. 他の上場会社の役員の兼任】

取締役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知にて開示しております。
<http://www.voltage.co.jp/ir/material.html>

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、必要な知識を習得できるよう、機会を提供しております。
その費用については、取締役・監査役の請求により、当社にて負担しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

- 当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制整備・取り組みを行っております。
- (1) IR担当部署の設置
 - (2) IR担当部署管轄役員によるIR、総務、経理部門の管轄と、各部署の連携
 - (3) 代表取締役社長による決算説明会(年4回)の実施
 - (4) IR担当部署による投資家との1on1ミーティング対応等の実施
 - (5) インサイダー取引防止規程及びマニュアルに則った株主との対話の実施
 - (6) 定時株主総会における個人株主との対話の実施
 - (7) 株主アンケートの実施による株主構造の把握および判明した情報のIR活動への活用

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
津谷 祐司	967,800	18.77
津谷 奈々子	368,200	7.14
株式会社サードストリート	300,000	5.81
柿沼 佑一	162,000	3.14
神林 忠弘	122,900	2.38
日本証券金融株式会社	116,700	2.26
株式会社SBI証券	110,900	2.15
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	86,600	1.67
みずほ証券株式会社	65,000	1.26
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査の実効性と効率性の向上を目指して、会計監査人と緊密な連携を保ち、定期的に会合をもって意見及び情報の交換を行うことにより相互の連携を深めております。

監査役は、監査の実効性と効率性の向上を目指して、内部監査室の責任者と緊密な連携を保ち、日常的に意見及び情報の交換を行うことにより相互の連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
若林 信正	他の会社の出身者													○
山路 輝久	他の会社の出身者													○
宮下 修	他の会社の出身者													○
市川 肇	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若林 信正	○	――	大企業における取締役及び監査役の経験を活かして監査を行えること、当社主要取引先及び大株主と関係がなく、独立的な立場で監査が行えることから、当社の経営の透明性の向上及び経営監視機能の強化を図ることを目的として、社外監査役への就任を要請しております。 加えて、常勤の社外監査役として常に経営全般に関する取締役の職務執行を監査していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としてふさわしいものと判断し指定しております。 また、同氏とは責任限定契約を締結しております。
山路 輝久		――	大企業における監査役の経験を活かして監査を行えること、当社主要取引先及び大株主と関係がなく、独立的な立場で監査が行えることから、当社の経営の透明性の向上及び経営監視機能の強化を図ることを目的として、社外監査役への就任を要請しております。 また、同氏とは責任限定契約を締結しております。
宮下 修		――	大企業における取締役の経験を活かして監査を行えること、当社主要取引先及び大株主と関係がなく、独立的な立場で監査が行えることから、当社の経営の透明性の向上及び経営監視機能の強化を図ることを目的として、社外監査役への就任を要請しております。 また、同氏とは責任限定契約を締結しております。
市川 肇		――	大企業における取締役の経験を活かして監査を行えること、当社主要取引先及び大株主と関係がなく、独立的な立場で監査が行えることから、当社の経営の透明性の向上及び経営監視機能の強化を図ることを目的として、社外監査役への就任を要請しております。 また、同氏とは責任限定契約を締結しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	
――	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的として新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的として新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第16期事業年度における当社の取締役に対する役員報酬は以下の通りです。
取締役（5名）に支払った総額：164,631千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、月額報酬を基本として構成されており、その支給水準については、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の職務の内容を参考にし、相当と思われる額を決定することとしております。

監査役の報酬は、月額報酬のみで構成されており、各監査役の報酬額は、監査役会において、監査役の協議により決定することとしております。

報酬限度額は、取締役については平成21年12月3日開催の臨時株主総会決議により、年額350百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役については平成20年9月18日開催の第9期定時株主総会決議により、年額20百万円以内となっております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

当社の監査役は全て社外監査役であり、その実効性を確保するため、監査役と会計監査人、内部監査室との連携状況で記載した体制を確保しております。また、「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づき、必要に応じて補助すべき使用人を置くことや、社外監査役への報告体制などのサポート体制を採っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 取締役会について

当社では、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う機関である取締役会を原則として月1回、別途必要に応じて、随時機動的に開催しております。当社の取締役会は、代表取締役会長1名、取締役副社長1名、代表取締役社長1名、取締役副会長1名、取締役1名の合計5名で構成されており、監査役4名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。

2. 監査役会について

当社では、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役4名で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、業務状況の確認を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

各監査役は、大企業における取締役または監査役としての経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 内部監査について

当社の内部監査は、代表取締役社長に直属する内部監査室所属の内部監査責任者（内部監査室の構成員は内部監査責任者1名）が、各組織の監査を実施しております。内部監査責任者は監査役及び会計監査人との連携のもとに内部統制の状況等について意見交換を行いながら実施し、被監査グループ・部・室の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査責任者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。

当該報告書に基づき、代表取締役社長から改善などの指示がある場合には、内部監査責任者は速やかに被監査グループ・部・室の責任者にその旨文書で伝達いたします。その後の改善状況については、被監査グループ・部・室の責任者は、指定期限までに内部監査責任者を經由して代表取締役社長に改善状況報告書を提出します。

4. 会計監査について

当社はPwCあらた監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成は下記の通りです。

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 岩尾 健太郎

（注）1 当社の財務諸表について7年超にわたり連続して監査関連業務を行っている公認会計士はおりません。

2 あらた監査法人は平成27年7月1日付をもって、名称をPwCあらた監査法人に変更しております。

ロ. 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 5名

その他 5名

（注）その他は、公認会計士試験合格者等であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は当社事業に精通した取締役で構成することにより、経営効率の維持・向上を図っております。なお、代表取締役会長津谷祐司と取締役副会長津谷奈々子は同族関係にあることから、取締役の構成に関して、両氏と同族関係を有しない取締役3名を選任することにより

公正、忠実に職務が執行される体制を構築しております。

また、当社の監査役4名は全て社外監査役(うち常勤監査役1名)で構成されており、経営者に対する監査機能を充実させることにより、経営の健全性及び透明性を確保しております。加えて、監査役4名は、当社監査役就任前に大企業の取締役または監査役を務めており、経営全般に関し適切な監査を実施できる体制を構築しております。したがって、現在は社外取締役を選任しておりません。

なお、今後において社外取締役選任の必要性が高くなった場合には、適切な人物を選任する所存であります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の中3日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算月が6月であり、集中日と異なる日に定時株主総会を開催しております。
その他	株主総会招集通知を当社IRサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信並びに適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社IRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営サポート部に担当者を設置し対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「高い倫理観の醸成」を掲げ、情報サービスの公共的使命の重みを常に意識し、グローバルに通用する倫理観を持って、誠実かつ公正な企業活動を行うことを重視しています。そのため、役職員の行動規範として、＜倫理の原則＞を法令遵守規程に定めて実行しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に期待する行動指針の一つとして「法令遵守規程(コンプライアンス・マニュアル)」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。

コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長直轄の内部監査室を責任部署とする。内部監査室は、内部監査担当部署として、業務が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。また、企業倫理及び法令遵守に関する社内研修を人事部と連携して実施する。

但し、個人情報保護に関しては、個人情報取扱事業者である当社にとって重要度が高いため、個人情報保護管理者を委員長とする「Pマーク委員会」の専管事項とする。

当社は、コンプライアンス上疑義のある行為等について内部監査室または社外の弁護士に相談、報告を行う「内部通報制度規程」を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、経営サポート部に情報内容に応じて保存・管理する。経営サポート部は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令の保存期間に準じて定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、取締役、執行役員が出席する役員会において行う。

全社的なリスク管理体制の整備については、総務部を責任部署として推進する。ただし、個人情報管理については「Pマーク委員会」において体制の整備を維持する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会の決定に基づき役員会等を開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。

業績管理に関しては、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人においては、社内規程で定められた範囲において、忠実に職務を執行する。また、社内規程などに変更が発生した場合、社内グループウェアにより情報を入手しなければならない。

職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程等において明文化し、適時適切に業務を執行する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し、管理本部等関係部署はこれを横断的に推進し管理する。

7. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の収集、報告書類の保存及び管理については、経営サポート部が行う。また、経営サポート部は親会社取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

8. 子会社の損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

子会社の経営上のリスクの分析及び対策の検討、及び不測の事態が発生した場合への対応は、取締役が出席する経営会にて行う。

9. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

親会社の取締役会は、毎月子会社からの業績報告事項等を基に、社内規程で定められた決裁権限に従って子会社取締役の執行の状況が効率的に行われているかを監督、指導する。

10. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人は、子会社の社内規程等で定められた範囲において、忠実に職務を執行するよう努める。親会社の取締役会は、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況が、適切に行われているかを監督、指導を行う。

11. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当部署である内部監査室の使用人が、必要に応じて監査役を補助することを認める。

12. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、内部監査室の使用人はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該使用人の任命、人事異動は常勤監査役の同意を必要とする。

13. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。

14. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を管轄する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その管轄する業務の執行状況を報告する。

取締役及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、「内部通報制度規程」等を利用し、内部監査室を通じて遅滞なく監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

15. 子会社の取締役、業務を執行する使用人、これらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

子会社の取締役、業務を執行する使用人等は、重大な法令違反、不正な行為等の事実を知ったときは、遅滞なく経営サポート部に報告し、経営サポート部は、監査役に報告する。

また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

16. 子会社の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務は負わない。

また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関しては、その理由の開示を求めることができる。

17. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に係る事項

当社は監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは、支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

18. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

19. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

社内体制として、総務部を反社会的勢力対応部署とし、警察等の外部機関と連携をとりつつ対応する。

20. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社はコンプライアンスに対する取り組みとして、「高い倫理観の醸成」を掲げ、グローバルに通用する倫理観を持って、誠実かつ公正な企業活動を行うことを目的として法令遵守規程を制定しており、当該規程において、役職員の行動規範として「倫理の原則」を定めております。

当社は、「倫理の原則」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。」ことを定め、反社会的勢力の排除を掲げております。また、反社会的勢力排除のための基本方針として、取引先については取引開始前に、従業員については採用前にチェックを必ず行うことで、被害が発生しないようにすることとしています。事前チェックでは判明せず、取引開始後もしくは採用後に反社会的勢力との関与発覚した場合は、すぐに取引停止もしくは退職に向けての対応を行うこととしています。

(2) 整備状況

上記(1)の基本的な考え方を実現するための社内体制・手続きとして、反社会的勢力チェックマニュアルを平成21年7月に制定しており、取引開始と採用ごとに申請書とフローを整備しております。当社では、取引開始前もしくは採用前に日経テレコン21のシステムを利用し記事検索を行い、反社会的勢力との関与が確認された場合等には、取引もしくは採用を行わないこととしております。また、全社員が参加する全社にて反社会的勢力チェックに関する説明を行い、徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示に係る基本姿勢及び方針】

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に基づく会社情報の開示を公平かつ適時適切に実施するだけでなく、株主・投資家を始めとするステークホルダーの皆様の当社に対する理解を促し、その適正な評価を可能とするために有用な情報を積極的に開示し、経営の透明性を確保しております。

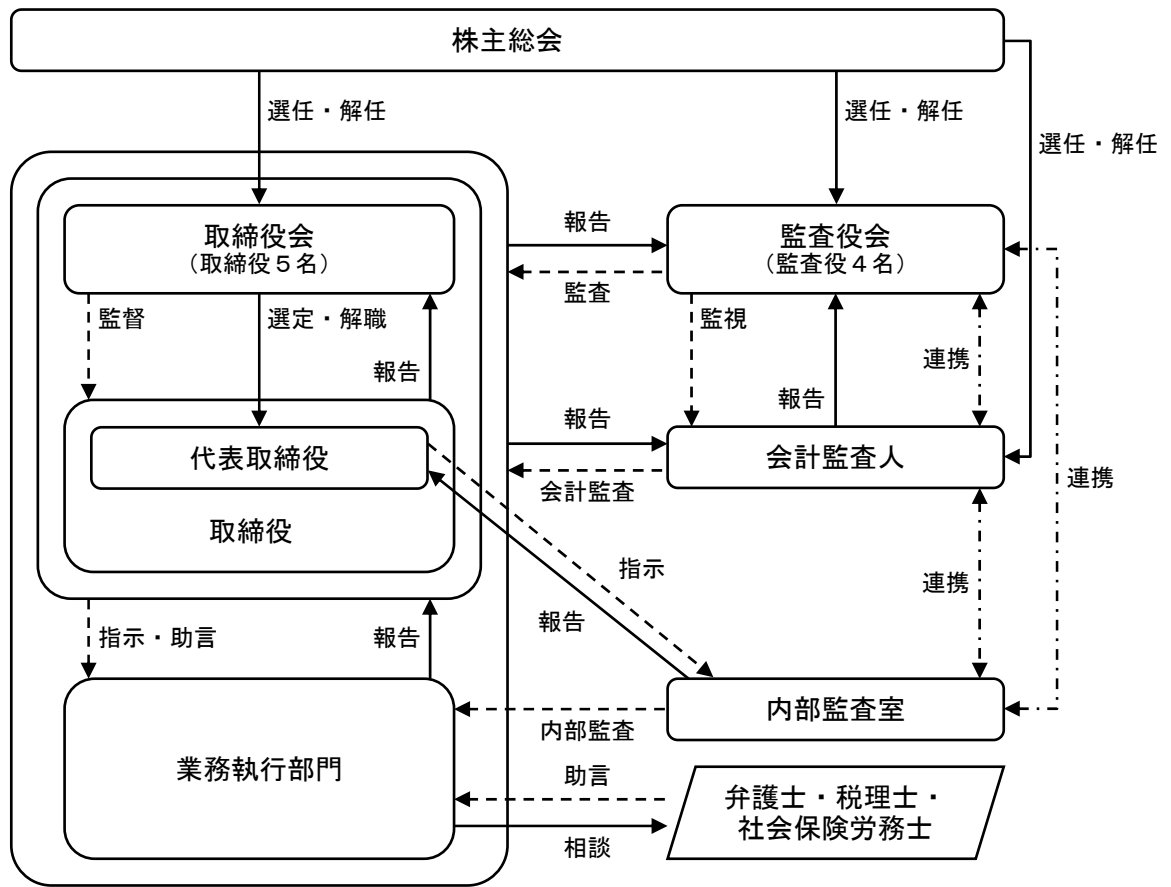
【適時開示に係る社内体制】

当社では、適時開示の担当部署を経営サポート部とし、経営サポート部を管轄する取締役を統括情報管理責任者としております。

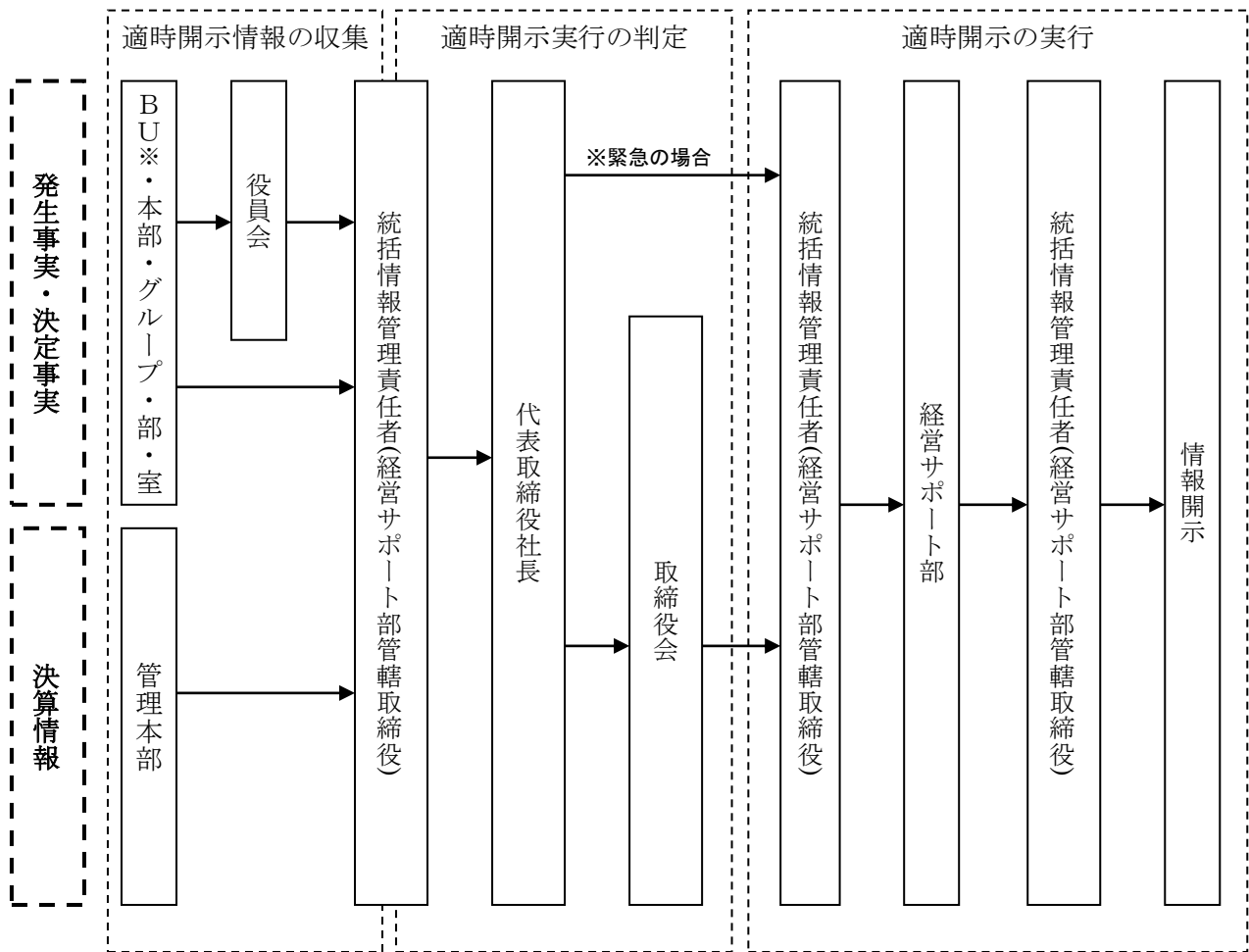
社内の各部門で発生した発生事実、各種の会議体等で決定された決定事実及び決算情報は、各部門を通じて統括情報管理責任者に網羅的に集約される体制を構築しており、統括情報管理責任者が取得した情報を重要事実であると判断した場合、速やかに代表取締役社長に報告されることとなっております。適時開示が必要と判断された場合、取締役会を開催したうえで、統括情報管理責任者の指揮の下、経営サポート部において適時開示を実行することとなっております。なお、適時開示の実行について緊急を要すると代表取締役社長が判断した場合には、取締役会の開催を経ずに直ちに適時開示を実施することとしております。

なお、判断が困難な場合は監査法人や東京証券取引所へ問い合わせ、適時開示として取り扱うか否かを判定することとしております。

【参考資料：模式図】



【参考資料：適時開示体制の概要 模式図】



※BU：ビジネスユニット